長与町農業委員会会議録

平成３０年１０月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３０年１０月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年１０月２６日（金）　　９時２５分から１１時００分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長	１番　水谷　勉		
会長職務代理者	２番　柳原　厚志		
委員	３番　崎山　光子	４番　古立　英明	５番　辻田　晶夫
	６番　田中　稔	７番　柿本　香代	９番　渡邉　章三
	１０番　山本　純博	１１番　上杉　司	１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

８番　岡﨑　道子

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司	２番　尾﨑　明光	３番　田中　光夫
４番　森内　忠嘉	５番　梶尾　厚	６番　中村　栄治
７番　坂本　謙二	８番　柳原　弘	

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１	議事録署名委員の指名　１２番　益冨　雅彦	２番　柳原　厚志
第２	第１号議案　農用地利用集積計画について	
第３	第２号議案　農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	
第４	第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について	

８．　農業委員会事務局職員

事務局長	和田　弘
課長補佐	村田　佳美
農政農地係長	森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。総会に入る前に、議案書の訂正をお願いします。第１号議案農用地利用集積計画についての１４ページ、利用権を設定する土地の４番目、長与町嬉里郷字古園８８４、利用権の種類のところにチェックがついていませんでした。賃貸借権にチェックをつけてください。また、１６ページをお開き下さい。借賃の支払い方法は、毎年、年末自宅搬入となっていますが、自宅納入に訂正してください。以上です。宜しくお願いします。

それでは、定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告をいたします。平成３０年１０月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１１人の出席であることを、報告致します。本日の欠席者は、８番、岡﨑道子委員です。農地利用最適化推進委員は、８人全員出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　皆さん、おはようございます。それでは、平成３０年１０月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。１２番、益冨雅彦委員、２番、柳原厚志委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農用地利用集積計画について５件、第２号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が２件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。

それでは、第１号議案、農用地利用集積計画についての１件目を事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、４３６㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。平成３０年１１月１日から平成３３年１０月３１日までの３年間です。継続となります。

土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、〇〇交差点、（店舗名）、〇〇踏切を通り、約３５０m進みますと、申請地、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきましたので推進委員さんから説明をお願いします。

田中光夫推進委員。

推進委員
３　番

１０月１８日の午後に和田事務局長、森さん、柳原委員、私の４名で現地確認を行いました。今回の契約は、継続で、すでに稲刈りも終わっており特に問題ありません。

議　長

続きまして、担当農業委員さんから説明をお願いします。
２番、柳原厚志委員。

２　番

田中推進委員の言われたとおり、〇〇地区は、まだ基盤整備をしていないため、昔の赤道が多い。申請地のすぐ隣に借受人の土地があるため、（貸主）の土地まで借りると車の利用ができるため借りました。継続です。問題ありません。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議　長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。
次に、２件目の審議に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局

次に７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、諫早市多良見町佐瀬（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、１，４１０㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、水稲です。平成３０年１１月１日から平成３３年１０月３１日までの３年間です。年間借賃は、米〇〇㎏で支払い方法は毎年１０月頃自宅

へ納入とします。継続になります。９ページをお開き下さい。借主が町外者になりますので、農業従事証明書を諫早市農業委員会より頂いています。経営状況は、田４，１２９㎡、畑、１３，２２７．３１㎡、計１７，３５６．３１㎡。農機具の所有状況は、耕運機１台、噴霧機１台、草刈機３台、軽トラック１台、田植機１台。世帯の状況は、６人家族で、労働力は３人で、（借主）１２０日、妻、（氏名）さん１２０日、母、（氏名）さん３００日です。

土地の所在ですが、１０ページをお開き下さい。斉藤郷、〇〇橋から（施設名）の間、図のような場所が申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認をいただきました担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

坂本謙二推進委員。

推進委員７　番　　１０月２３日午前中に事務局２名と渡邉さんと私４名で現地確認を行いました。今回は、継続のため問題ありません。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからお願いします。

９番、渡邉章三委員。

９　番　　推進委員さんの言うとおりで問題ありません。ただ、現地の図面の角のところは、通学路の歩道の一部になると思いますが、所有権移転はされていますか。

事務局　　所有権移転の件については、今回の案件には関係ないので、あとで確認します。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。続いて、３件目の説明を事務局からお願いします。

事務局　次に１１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、福岡県春日市平田台（地番)。利用権を設定する土地は、２筆です。長与町岡郷（地番)、畑、９８１㎡。同じく岡郷（地番)、畑、２，２６４㎡のうち１，０５２㎡、計２，０３３㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成３０年１１月１日から平成３３年１０月３１日までの３年間です。継続になります。

土地の所在ですが、１３ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、(店舗名)、〇〇バス停の付近になりますが、図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認をいただきました担当推進委員さんから説明をお願いします。

柳原弘推進委員。

推進委員８　番　１０月１８日に現地立会いを行いました。②の一部には、野菜が作付けされておりますが、①と②の斜線部分については、貸主の家族がみかんを作ることができないため、借り受けるとのことでした。継続のため問題ありません。

議　長　続いて、担当農業委員さんからお願いします。

６番、田中稔委員。

６　番　推進委員さんの説明のとおりで、問題ありません。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。
続いて、４件目、５件目については、関連がございますので続けて説明をお願いします。

事務局　　次に１４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、諫早市本町（地番)。利用権を設定する土地は、４筆です。長与町嬉里郷（地番)、畑、１，１７１㎡。同じく（地番)、畑、３３３㎡。同じく（地番)、畑、３２５㎡。同じく（地番)、畑、３，２９４㎡、計５，１２３㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成３０年１１月１日から平成３５年１０月３１日までの５年間です。年間借賃は、みかん○○kg。毎年、数回に分け自宅搬入とします。期日は、９月から３月頃です。継続になります。
申請場所を申し上げます。１８ページをお開き下さい。嬉里郷、○○医院裏、自治会では、（自治会名)、（自治会名）になりますが、○○寺墓地付近、嬉里郷（地番）が、５。（地番）が、７。（地番）が、１。（地番）が、４。となります。
続けて、１６ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する土地は、３筆です。長与町嬉里郷（地番)、畑、２２６㎡。同じく（地番)、畑、３２５㎡。同じく（地番)、畑、１，３９８㎡計１，９４９㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、果樹です。平成３０年１１月１日から平成３５年１０月３１日までの５年間です。年間借賃は、○○円で毎年、年末、自宅へ納入とします。継続になります。
申請地を申し上げます。１８ページをお開き下さい。先ほど申し上げました付近になります。嬉里郷（地番）が、６。嬉里郷（地番）が、２。嬉里郷（地番）が、３となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認をしていただきました担当推進委員さんから説明をお願いします。
中村栄治推進委員。

推進委員６　番　　１０月１３日火曜日、事務局２名と私中村３名で現地確認しました。（借主）が以前より中晩柑含めみかんを栽培されており、現在は整備されており特に問題ないです。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからお願いします。
　１０番、山本純博委員。

１０番　　この案件は継続です。昨日、現地を事務局と観に行きました。ここの（借主）は中晩柑栽培に熱心で問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。
　まず、４件目の農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。
　続いて、５件目の農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。
.　　次に、第２号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局から説明をお願いします。

事務局　長与町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について皆様方にご説明を申し上げます。１ページをお開き下さい。

農業委員会等に関する法律第７条第１項、農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることを努めなければいけません。

２．指針策定または変更にあたっては農地利用最適化推進委員の意見聴取が義務づけられています。『農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

１、その区域内における農地等の利用の推進に関する目標。２、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法、２項、農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。３項、農業委員会は、第１項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。となっています。』これに基づき、次の２ページに案を作成しています。今回、第１、基本的な考え方に記載していますとおり、農業委員会に関する法律の改正に伴い、農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられました。長与町においては平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域で農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策強化を図ることが求められています。特に、中山間地域では、遊休農地の拡大が懸念されており、その発生防止･解消に努めていく一方、平地についても遊休農地が発生しており、担い手への農地利用の集積・集約化において、農地中間管理事業を活用しながら、取り組んでいく必要があります。以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、地域に密着した活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、委員会の指針として、目標と推進方法を以下のとおり目指します。

この指針の達成状況及び取組みを検証し、３年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に目標に即して検証・見直しをおこなうものとします。

第２、具体的な目標と推進方法

（１）遊休農地の解消目標としましては、１年間、８ｈａとします。

目標の設定としましては、長崎県農林部重点目標、新ながさき農林業農山村活性化計画より平成２６年度Ａ分類８０ｈａを平成２８年度から平成３７年度までの１０年間で解消を図るということで８ｈａを目標に掲げます。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、ア、農地法第３０条第１項の規定による利用状況調査と同法第３２条第１項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの時期については、「農地法の運用について」に基づき、実施いたします。

なお、従来農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用についての確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期に係わらず、

適宜実施する。イ、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第３４条に基づく農地の利用関係の調整を行う。ウ、農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ)」反映し、農地台帳の制度の向上と公表の迅速化を図る。②農地中間管理機構との連携について、利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付の意向がある者については、速やかに、機構へ連絡する。とします。③非農地判断について、利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、Ｂ分類に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標を１年間１０ｈａとする。これも、目標設定の考え方については、新ながさき農林業農山村活性化計画より数値目標とする。

（２）担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法としましては、①「人・農地プラン」の作成・見直しについて各地区の「人・農地プラン」の作成・見直し時に関与いたします。②農地中間管理事業の推進委員会では、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングによる農地中間管理事業の活性を推進いたします。③農地の利用調整について管内の地域の農地の利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整等を推進いたします。④農地の所有等を確知することができない農地の取扱い農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定にて利用権の設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めることとします。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標を１経営体（１年間）とします。

（２）新規参入者の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

町、農協、県等との連携により情報収集に努め、新規参入者へのサポート体制を構築していく。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図ると共に、就農後の技術指導や経営改善への指導・助言等を積極的に行い、後見人等の役割を担う。

４．その他

この指針は、農地等の利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の設定見直しを図ることとします。以上、提案いたします。

議　長　　ただいま、事務局から、説明が終わりましたが、まず始めに農地利用最適化推進委員の方にお尋ね致します。何かご意見、質問はありませんか。

渡邊委員さん、お願いします。

９　番　　１ページ目は、委員会では指針について「努めなければいけない」、２ページ目は「義務づけられている」となっていますが、「努めなければいけない」の解釈をお願いします。

議　長　　「必ず最適化推進委員の意見を聞きなさい」と義務づけられていますという意味です。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

議　長　　【意見・質問無し】

議　長　　次に、農業委員さんにお尋ねいたします。ご意見・質問はありませんか。
田中委員さん、お願いします。

６　番　　中間管理機構への誘導するためには、産業業振興課と農協と事務局３社との連携が必要だと思いますので、お願いします。

議　長　　ご指摘のとおりと思います。今年の春にＪＡの本店の常勤と諫早長与時津琴海長崎市西海の会長とで協議しました。中間管理機構の推進など今策を取っているがなかなか進まない現状です。早い時点で、事務局会議を開きたいと思っています。今後進めていきます。

議　長　　他にありませんか？柿本委員さん、どうぞ。

７　番　　農地調査する時にＡ分類とＢ分類の見分け方が個々の判断になっているので、足並みを揃えた委員会の判断が必要と思います。荒れた土地をお持ちの本人に農業委員の立場で言ってもよいのでしょうか？他の方に任せたいと言う方には、中間管理機構を利用してもよいと思いますが、そのままにしたいという方には、行政が圧力じゃないんですが指導する事も必要かと思います。

議　長　　Ａ分類Ｂ分類については、スタートの時点で現地での目ぞろい会が必要かと思います。そして、個人の農地は地域の農地でもあるので、現地調査の後で、その農地をどうするかを農

業委員なり推進委員に協議をしてもらいたいと思います。
　他にありませんか？渡邊委員どうぞ。

９　番　　ここの中に数値がありますが、２６年でＡ分類は増えていますが、長与でどのくらい解消されたのですか？見直しは３年に１回ですが、増えると３年後については目標数値も上がると思いますし、解消の実績もわかると思います。それから、担い手です。６５歳となっていますが、基盤整備した所は別ですが、従来の段々畑では、なかなか１０ｈという数字が目標でありますが、なかなか難しいのではないですか？そうなった場合の対策をした方がいいと思います。

事務局　　再生可能の農地のＡ分類については２６年８０、２７年６５、２８年６０、２９年が４１です。再生困難なＢ分類は、２６年１７０、２７年１６６、２８年１４５、２９年１４７です。合計２６年２４９、２７年２３１、２８年２０４、２９年１８８、となっています。
　年度の差が解消の数値です。調査がスタートなのでその後をどうするかです。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。事務局の説明のとおり、長与町農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』として決定してよろしいか農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、決定いたします。
　これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、会社員です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、無職で

す。申請は無職となっていますが、実際は農業です。２．土地の所在等ですが、高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、畑、面積１４５㎡。土地の所有者は、譲渡人と同じです。３．転用計画は、ガルバリウム鋼板葺木造２階建、建築面積６０．０３㎡、所要面積１４５㎡。４．申請日、平成３０年９月２７日。５．専決処分の日、平成３０年１０月１１日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年１０月２６日長与町農業委員会事務局長、和田弘。

次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、〇〇病院付近になりますが、申請地は、図のような場所になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の３ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、会社員です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、無職です。２．土地の所在等ですが、高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、宅地、面積４９２㎡。高田南土地区画整理事業（街区番号）、２１５㎡計４９２㎡。土地の所有者は、譲渡人と同じです。３．転用計画は、木造瓦葺２階建、建築面積１２６．９４㎡、所要面積４９２㎡。４．申請日、平成３０年１０月１日。５．専決処分の日、平成３０年１０月１１日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年１０月２６日長与町農業委員会事務局長、和田弘。

次に４ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、（施設名）、（施設名）、〇〇変電所付近になりますが、申請地は図のような場所になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。
森内委員さんお願いします。

推進委員
４番　　これは造成された宅地の中ですよね？

事務局　はい、そうです。

９　番　括弧の中の、２１５とは何ですか？

事務局　これは、区画整理で区画割りをした後の土地の面積になります。

議　長　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年１０月行事報告が行われた】

議　長　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１０月総会を閉会します。